

別表第2（第3条関係）

区域外就学許可基準

	区分	変更理由等	必要書類
1	心身の障害等に関する理由	①障害・病弱 心身の障害や疾患、長期通院等の場合	事由を証明する書類等
		②特別支援学級入級等 区域内に該当する特別支援学級が設置されていない場合	
2	転居に関する理由	①転入予定・一時転出 新築、改築等のため、区域外から通学を希望する場合	請負契約書等写し
		②転出 転出先市町村の学校に通学することにより、精神的な負担が児童生徒に生じるために、引き続き転出前の学校に就学を希望する場合	学校よりの意見書
		③進路指導 最終学年になってからの住所変更で、通学に無理がなく引き続き転出前の学校に就学を希望する場合	
3	家庭の事情に関する理由	①小学生の保護関係 保護者の勤務地等のため、小学校の児童の帰宅後の保護監督が困難で、親族等に児童を預けるため預かり先の住所地の学校に通学させたい場合	在職証明書 預かり証明書等 営業証明書写し
		②家庭環境 家庭の事情により住民票の異動が困難であるが、実際に居住している学区の学校へ通学を希望する場合	預かり証明書等 在職証明書
4	教育的理由	①いじめ・不登校等 いじめ、不登校等学校生活の状況から指定校への就学が困難と認められる場合	学校よりの意見書
		②学校行事に参加するため 学年途中で住所を変更したが、学校行事や期末試験等の理由で学期末まで継続して就学することが望ましい場合	
5	その他	①その他 教育委員会が特段の配慮が必要であると認めた場合	